

よくある質問一覧

よくある質問を一覧にまとめました。質問の前に、類似の質問がないかご確認下さい。

【公共工事等における新技術活用システム全般について】

Q：「公共工事等における新技術活用システム」とは、どのようなものですか？

A：公共工事等における新技術活用システムは、公共工事等における新技術の活用検討事務の効率化や活用リスクの軽減等を図り、有用な新技術の積極的な活用を推進するための仕組みです。新技術の積極的な活用を通じた民間事業者等による技術開発の促進、優れた技術の創出により、公共工事等の品質の確保、良質な社会資本の整備に寄与することを目的としています。公共工事等における新技術活用システムの全体の概要については、国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/13/130705_.html) をご覧下さい。

Q：「NETIS」とはどのようなものですか？

A：「NETIS」は、「新技術情報提供システム」のことを指しており、New Technology Information System の頭文字を取ってNETISと称しています。新技術の活用促進のため、新技術に係る情報の共有及び提供を目的に整備されたものです。

Q：新技術とは何ですか？

A：「新技術」とは、技術の成立性（注1）が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、実用化（注2）している公共工事等に関する技術であって、当該技術の適用範囲において従来技術（注3）に比べ活用の効果が同程度（注4）以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術を言います。

注1)「技術の成立性」：論理的な根拠があり、技術的な事項に係る性能、機能等が当該技術の目的や国等が定める基準等を満足することをいいます。

注2)「実用化」：利用者の求めに応じて当該技術を提供可能な状態にあるものを言います。

注3)「従来技術」：公共工事等において標準的に使用されている技術等を言います。

注4)「従来技術に比べ活用の効果が同程度」：技術的事項及び経済性等の事項のうち、一部の事項は従来技術より優れているものの、総合的な効果では従来技術と同程度であることを言います。

Q：技術の活用とは何ですか？

A：新技術を直轄工事等（直轄における工事又は業務。）において用いることを言います。

Q：新技術を活用した場合のメリットは何ですか？

A：試行申請型（請負契約締結後提案の場合）及び施工者希望型により施工者が新技術の活用を提案し、実際に工事で活用された場合は、活用の効果に応じて総合評価落札方式や工事成績評定での加点の対象となります。詳しくはパンフレット (<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Download/パンフレット.pdf>) をご覧ください。

Q：NETIS（申請情報）とはどのようなものですか？

A：NETIS（申請情報）は、技術開発者からの申請に基づく情報です。その内容について、国土交通省及び新技術活用評価会議が評価等を行っているものではありません。また、申請情報のNETIS掲載に伴う苦情、紛争等への対応は、NETIS申請者が行うものであり、国土交通省は何らの責任も有しません。

Q：NETIS（評価情報）とはどのようなものですか？

A：NETIS（評価情報）は、当該技術の活用や試行を行った結果に基づき国土交通省及び新技術活用評価会議が評価を行ったものです。個々の現場の条件、その他により評価とは異なる効果となる可能性があります。

Q：事前審査では、誰が何を審査するのですか？

A：事前審査とは「試行申請型」、「フィールド提供型」の場合又は発注事務所からの依頼があった場合に、新技術活用評価会議が、申請情報等に基づき技術の成立性や直轄工事等における試行の妥当性を確認するものです。

Q：既存の技術審査証明制度で、審査証明を取得した技術の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A：技術審査証明を受けている技術は、その内容に基づき事前審査を行うことができます。

Q：評価を受けるにはどうすればよいですか？

A：評価は技術が直轄工事等で活用され、施工者と発注者が作成する活用効果調査表が5件以上提出されると、新技術活用評価会議で評価がおこなわれます。申請者からの手続きは不要です。（「試行申請型」、「フィールド提供型」以外）

Q：掲載される期間はいつまでですか？

A：登録された翌年度から5年間です。その間に評価を受け、継続調査の対象とすると評価された場合、評価を受けた翌年度からさらに5年掲載期間が延伸されますが、最大掲載期間は当初登録の翌年度から10年間です。継続調査の対象としないと評価された場合、当初登録の翌年度から10年間の掲載期間になります。

Q：震災復旧・復興支援サイトはNETISとどのような関係があるのでしょうか。

A：震災復旧・復興支援サイトはNETISに登録された技術のうち、復旧・復興に資する技術を広く公表するものです。復旧・復興の現場における活用を支援することを目的としています。

Q：維持管理支援サイトは、新技術活用システム（NETIS）とどのような関係があるのでしょうか。

A：維持管理支援サイトはNETISに登録された技術のうち、点検等に資する技術を広く公表するものです。点検等の現場における活用を支援することを目的としています。

Q：申請情報画面において「詳細説明資料」のタグをクリックしても資料が表示されません。

A：詳細説明資料については、インターネットのセキュリティレベルが”中”以上の場合表示されません。情報セキュリティ担当者にご相談の上、対処して下さい。

Q：ホームページにNETISへのリンクを設定したいのですが、どこに連絡すれば良いのでしょうか？

A：国土交通省大臣官房技術調査課（FAX：03-5253-1536）まで、リンクを設定されるご担当者様の氏名・勤務先・役職・連絡先をご一報下さい。

Q：NETISに登録していた技術が削除されていますが、何故削除されたのでしょうか？

A：NETISには掲載期間があります。評価の実施状況等によって異なるため、受付担当地方整備局又は技術事務所にお問い合わせ下さい。

Q：現場着手前に活用申請を行い、承諾されたNETIS技術が施工後に削除されていた場合は、活用効果調査表は提出しなくても良いのでしょうか？

A：活用計画書を提出されている技術については、全て活用効果調査表を提出して下さい。

Q：活用効果調査表を作成しようとしたところ、使用したNETIS技術が削除されていました。内容を確認したいのですがどこに連絡したら良いのでしょうか？

A：各地方整備局技術事務所にご確認下さい。

【新技術の登録について】

Q：新技術の登録を行いたいのですが、どこに相談すればよいですか？

A：新技術の登録申請は、原則として、登録しようとしている方、あるいは登録しようとしている企業等の所在地の地域にある技術事務所をお願いします。（複数の窓口での重複申請はできません。詳しくは、NETISホームページ（<http://www.netis.mlit.go.jp/RenewNetis/Application/soudan.asp?TabType=3>）をご覧ください。

なお、次の国土交通省の各機関に申請、相談窓口を設置し、建設技術に関する技術提供、提案、各相談等を受付けています。

地方整備局技術事務所、港湾空港技術調査事務所、北海道開発局事業振興部技術管理課

Q：登録に要する期間はどのくらいでしょうか？

A：申請に必要な様式等を作成いただき、内容の確認（適宜ヒアリング）を行った上で登録が認められます。なお、これら登録に要する期間についてはお答えできません。

Q：申請・相談窓口の利用には予約が必要ですか？

A：技術内容や書類作成の詳細等についてヒアリングを行っていただきますので、新規登録の際は、必ず申請、相談窓口にもって電話予約して、必要書類を確認しヒアリングを受けてください。

Q：登録窓口との関係資料のやりとりはどのような手段で行うのでしょうか？

A：技術や申請内容に応じメールもしくは面談により行います。

Q：申請様式等の電子データは、どこに掲載されていますか？

A：NETISトップページの「新技術の申請方法」に様式が掲載されています。

（<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Application/mainapplication.asp?TabType=4>）

Q：海外の技術を登録申請することはできますか？

A：「技術開発者」とは、技術を開発した民間事業者等又は技術行使権原を有する者（当該技術についてそれを行行使することができる正当な権原を有する事業者等。）を言います。海外の民間事業者が開発した技術については、日本国内に営業所が所在する技術行使権原を有するものであれば、登録申請可能です。

Q：登録番号には何か意味があるのですか？

A：例を使って登録番号を説明します。

<例：KT-000001-A>

KT：アルファベット2文字は地方整備局を表します。例の場合は関東地方整備局を表します。

現在、以下のように設定しています。

HK：北海道 TH：東北 KT：関東 HR：北陸 CB：中部

KK：近畿 CG：中国 SK：四国 QS：九州 OK：沖縄 TS：テーマ設定技術

00：数字の上2桁は登録された年度の西暦下2桁を表します。例の場合は2000年度（平成12年度）に登録されたことを表します。

0001：数字の下4桁は当該整備局で登録された順番を表します。例の場合は2000年度（平成12年度）に関東地方整備局で1番目に登録されたことを表します。

また、NETIS（評価情報）に掲載されている技術のうち、継続調査の対象とする技術は「-VR」、継続調査の対象としない（評価の確定した）技術は「-VE」が付与されています。平成17年度以降にNETISに登録され技術詳細資料が提出されている技術（NETIS（評価情報）に掲載されている技術を除く。）については、登録番号の末尾に「-A」が付与されています。

Q：申請技術がNETISに掲載されたことで、国土交通省のお墨付きを得たと考えてよいですか。

A：NETIS掲載情報は、新技術活用に当たっての参考情報といった性格のもので、

登録が完了した場合であっても、当該技術に関して証明、認証するものではありません。

Q：以前、NETISに登録されていた技術の再登録は可能ですか？

A：同一技術の再登録は出来ません。

Q：震災NETISに登録するにはどうすれば良いでしょうか？

A：震災NETISに登録するためには、NETIS登録技術であることが前提となっていますので、NETISへの新規登録手続きを行った上で、NETIS登録後に震災NETIS用のID、PWを発行します。

【新技術情報入力システム】

Q：新システム (Ver7. xxx) について、Windows8で起動しないでしょうか。

A：新技術情報入力システムが実行できるのは、Internet Explorer 6.0以上がインストール済のWindowsVISTA、Windows7上ですので、あらかじめご了承ください。
※新技術情報入力システムをインストールする際は、管理者権限のあるユーザでログインしてからインストールを行なって下さい。
NETISホームページ：[://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Application/NE_Prg_Download.asp?TabType=4](http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Application/NE_Prg_Download.asp?TabType=4)

Q：新システムによるデータ作成時に、エラーが出て作成できないことがあります。どのように対応すればよいですか？

A：新技術情報入力システムを、インストールせずに使用するとそのようなエラーが発生する場合があります。使用時は、ダウンロード後に解凍するだけでなく、インストールして、スタートメニューから起動するようお願いいたします。

【活用効果調査入力システム】

Q：新システム (Ver3. xxx) について、Windows8で起動しないでしょうか。

A：活用効果調査入力システムが実行できるのは、Internet Explorer 6.0以上がインストール済のWindowsVISTA、Windows7上ですので、あらかじめご了承ください。
※活用効果調査入力システムをインストールする際は、管理者権限のあるユーザでログインしてからインストールを行なって下さい。
NETISホームページ：http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/Application/EV_Prg_Download.asp

Q：旧システム (Ver2. xxx) で入力したデータを、新システム (Ver3. xxx) にコピーすることは可能ですでしょうか？

A：コピーする事は出来ません。お手数ですが、新システムにおける再入力をお願いいたします。

Q：調査項目で、「当該技術に関連しない評価項目である」にチェックをした場合でも、「コメント」欄への記載が必要でしょうか？

A：「当該技術に関連しない評価項目である」にチェックをした場合、「コメント」欄にその理由を必ず記入して下さい。この場合、「コメント」は入力必須項目です。効果調査の理由及び当該技術を活用・検討する上での留意事項等を必ず記入して下さい。

Q：新システムによるデータ作成時に、エラーが出て作成できないことがあります。どのように対応すればよいですか？

A：活用効果調査入力システムを、インストールせずに使用するとそのようなエラーが発生する場合があります。使用時は、ダウンロード後に解凍するだけでなく、インストールして、スタートメニューから起動するようお願いいたします。

Q：港湾版の活用効果調査入力システムはどこでダウンロードできますか？

A：港湾CALSホームページからダウンロードできます。建設版と港湾版でシステムが異なりますので、ご注意ください。
港湾版ダウンロードサイト：http://www.ysk.nilim.go.jp/cals/NETIS_Download/Netis/NE_index.htm

Q：旧システムVer2.100を操作中、「アクセスが拒否されました」というエラーメッセージがでて操作できません。どのように対応すればよいですか？

A：新技術情報入力システム及び活用効果調査入力システムの操作中、以下のようなメッセージが表示されることがあります。



上記で指定されたフォルダ又はファイルを右クリックしてください。プロパティのセキュリティタブでUsersを選択し、拒否のチェックマークを外してください。

